

平成 27 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 27 年 12 月 17 日

渡辺(ひ)委員

はじめに、地域に根ざした安全・安心ステーションというか、地域の方々にとって大事な交番、駐在所、特に日本唯一のシステムである駐在所について何点か質問させていただきたいと思います。私は藤沢市選出ですが、藤沢市にも何箇所かあります。また、同じ公明党の赤井委員の選出区である平塚市にも何箇所か駐在所があります。それに関連して質問したいと思います。

まず、県内の交番と駐在所の数を確認させていただきたいと思います。

地域総務課長

県内には合計 613 箇所の交番、駐在所等があります。そのうち交番は 475 箇所、駐在所は 137 箇所です。その他、横浜駅西口に設けております警備派出所が 1 箇所あります。

渡辺(ひ)委員

次に、交番と駐在所の数を示していただきましたが、具体的な違いはどこにあるのか確認させていただきたいと思います。

地域総務課長

交番と駐在所の違いについてお答えいたします。まず交番について、複数の警察官が 24 時間の交代制勤務により、交番を拠点として立番やパトロール、巡回連絡等の活動を行っております。都市部に設置されていることが多いです。次に駐在所について、1 人の警察官が家族とともにその場所に居住して、主に昼間時間帯に活動しております。設置場所は、山間部や農村部等の都市部以外のところに置かれていることが多いです。したがって、配置されております警察官の数、活動時間、家族との居住、設置場所等に違いがあります。

渡辺(ひ)委員

日本のこの駐在所制度は独自の制度だと思っておりますが、こういった経緯でできているのか御説明願います。

地域総務課長

駐在所制度ができた経緯ですが、まず我が国に交番や駐在所ができたのは明治時代です。また、最初にできたのが交番です。明治 7 年頃、主要な警戒ポイントに警察官 1 人が立って入れるようなボックスができて、そこを拠点に立番やパトロールを行いました。当時、屯所と言われた警察署からその交番所に行って、そこを拠点にして活動したというのが交番の始まりです。次に、駐在所ができたのは明治 21 年頃であり、当時の行政機関の整備に伴い、警察署から遠くにある山間部や農村部に設置されたのが駐在所の始まりです。したがって、警察事象の多い地域には交番が設置され、山間部や農村部には駐在所が設置されまして、この頃から全国のいかなる山村離島にも警察官 1 人が常駐し、治安維持に当たる体制ができたと承知しております。

渡辺(ひ)委員

山間部、農村部と強調されましたが、少しイメージが湧きません。先ほど県内には 137 箇所の駐在所があるということを伺いました。神奈川県はエリアが

非常に広いので、そういった存在が必要なのかなと私も思っているのですが、藤沢市だけを見ても都市部もあれば、農村地もあります。藤沢市は非常に広い面積なので、やはりこういった駐在所がないと、実際は網羅できないのかなと思います。都市部以外に設置という御説明がありましたが、もう少し詳しく県内の駐在所の設置の状況について補足願いたいと思います。

地域総務課長

県下には54署の警察署がありますが、駐在所があるのは28警察署、おおむね半分の警察署に駐在所があります。特に、県西部、県央部、また三浦半島に多く設置しております。最も多いのは小田原警察署の17箇所、続いて松田警察署の15箇所、津久井警察署の13箇所、厚木警察署の11箇所となっております。

渡辺(ひ)委員

だんだんイメージが湧いてきました。次に、これからの質問に関わってくる重要な部分になりますが、駐在所の勤務員の年齢や勤務年数についてお伺いしたいと思います。

地域総務課長

現在、駐在所勤務員は137箇所のうち136人配置して勤務しております。この136人の平均年齢は46歳です。最も多いのが50代、次いで30代、平均年齢は46歳となっております。また、再任用職員である63歳が最年長です。次に、駐在所の勤務年数ですが、この136人の勤務年数を平均すると約9年半となります。30年以上勤務されている方が4人、1年未満の方が20人、最も長い方で約35年となっております。

渡辺(ひ)委員

勤務年数について御答弁いただいて、非常に長い方もいらっしゃるのだなと思いました。そういう意味からすると、本当に地域に根ざして駐在員一筋みたいな方々がこの神奈川の中にも存在するということを改めて認識させていただきました。勤務年数が平均で9年というのは、公務員という職責からいうと比較的長いという気がします。県の職員や教職員は同じ場所にここまで長くは平均的にいませんので、9年というのは長く、30年というのは更に長い気がします。これはどのような理由で勤務年数がそこまで長くなっているのか御答弁願います。

地域総務課長

駐在所勤務員は、冒頭で申し上げたとおり家族とともに居住しておりますので、単純に異動となると、引っ越しなどをする必要があります。家族と一緒に住むため、当然異動となれば転居もあります。あるいは駐在所に勤務している中で子供が生まれ、その子供が地元の小学校等に通う場合は、就学の問題も出てきます。ワーク・ライフ・バランスといいますか、本人の生活を考えると、必然的に長くなっているというのが実態です。ちなみに、本県は9年と申し上げましたが、首都圏で主たるところは五、六年、関西圏に至っては三、四年が平均だと承知しております。

渡辺(ひ)委員

生活体系など様々なことを考えて、長くなる方がいらっしゃる、あるいは地域に根ざすということからすると、ある程度しっかりそこで家族共々地域にな

じんで、信頼をされなければならないため、勤務年数が長くなるというのは理解しました。そういう意味からすると、先ほどの御答弁の中の最後の方で首都圏は五、六年が平均で、関西は三、四年が平均と伺いましたが、これは逆に言えば、駐在員制度のもともとのありようを考えると、本当にそれでよいのかなと私は思ってしまいます。ただ、あえて今、御答弁の中で神奈川県が平均9年で、首都圏が五、六年、関西は三、四年という御答弁をされたので確認の意味で伺いますが、神奈川県の勤務年数が平均9年になっていることについて、県警としては実際どのように考えているのでしょうか。

地域総務課長

勤務年数といいますか、いわゆるそのまま勤務している状況については、定期的な人事異動期において、本人の希望、適性、能力、または所属署における勤務状況等を総合的に勘案し、その都度そのまま継続勤務とさせたい人事措置がこれまでとられてきたと思います。したがって、委員がお話になったように、地域に根ざし、地元のために活動されていると認められている者が必然的に長くなっているのではないかと考えております。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁を聞くと、地域に根ざすこと、また本人たちの希望など様々勘案し、そして駐在員制度のもともとのありようも含めて、神奈川県は長くなっているという御答弁に私は聞こえました。更に確認ですが、ということは、先ほど伺った首都圏が五、六年で、関西圏が三、四年のように、一般的に言われる公務員の異動スケジュールというか勤務年数に改善するということは考えていないと捉えてよいのでしょうか。

地域総務課長

現在の状況が必ずしもよいとは考えておりませんが、今までどおり、その都度本人の希望、家庭の状況、勤務状況等、総合的に勘案し、人事措置については考えていきたいと思っております。

渡辺(ひ)委員

何か意味が本当にとりにくい御答弁でしたが、私から言わせると、やはり制度のもともとの成り立ち、さらには地域に本当に信頼されるということからすると、警察官本人だけではなく家族ごとそこに住んで、様々な信頼を醸成していく必要もあるのではないかと考えています。そういったことを考えれば、ある程度年数が神奈川県のように長くなっても、それはやむを得ない部分であり、逆にそのことによって良い部分も当然あると思うのです。個人の意見を言わせてもらえば、一律に首都圏がこうで、関西がこうだなどということは必要ないのかなという気が私はしています。これは意見として言わせていただきたいと思えます。その上で、御答弁の中にもありました異動や留任希望について、どのように実施されているのか、どのような形で行っているのか御答弁願います。

地域総務課長

駐在所に限らず警察職員は、異動希望について自己申告制度ということで、本人の異動の希望、あるいはこれ以外にも勤務状況や悩みなどといったものを含めて、上司が面接して総合的に判断している制度があります。

渡辺(ひ)委員

自己申告制度で上司が判断するというものであり、面接も行っているという御答弁をお聞きしました。年に1回自己申告を書くということだと思いますが、駐在所については面接ということになると、各署から離れた場所にあり、いろいろな問題があると思います。これは確認の意味になりますが、今までも自己申告については必ず面談を行っていたのでしょうか、それとも最近改善して面談を行うようにしたのでしょうか。

地域総務課長

自己申告制度については、警部補以下の全ての警察職員に対して行っております。駐在所職員に限って申し上げると、毎年のように当課において家族の状況や異動の希望、あるいは勸奨退職、再任用といったことについて調査を行っております。

渡辺(ひ)委員

家族ごとに地域のために本当に頑張っている方々なので、やはり御本人たちのモチベーション、また制度のありようも含めて、御本人たちの希望を最優先するということが私はこういう制度については大事だという気がしています。また、その地域を守る駐在所ですから、その方々を正しく評価していくということも大事だと思います。先ほど35年という方も伺いましたが、ある意味では組織体としてのマンネリをなくしていくということも含めて、どのように評価をしていくのか教えていただきたいと思います。また、その評価をするときに、地域の警察ではなく地域の方々の評価をどのように取り入れているのか、その辺について分かりますか。

地域総務課長

駐在所勤務員の評価ということですが、まず所属している署長の方がその勤務の活動実態等を評価し、必要により称揚等を行っております。私も15箇所の駐在所を預かる松田警察署の署長をやらせていただきましたが、地元の方々の会合の中で、また市長、町長、あるいは地元選出の県議会議員の方々との話の中で、駐在所のこういったところがすばらしいという声を頂きます。時にはお叱りも受けますが、そういった声も含めて評価しております。もちろん、通常の活動で上がってくるいろいろな成果、例えば感謝事例や犯罪の未然防止、あるいは検挙したなどといったものについては当然その都度評価し、署長賞等を授与しております。地元の方々からそういった形でいろいろな情報を得て、評価につなげているところです。

渡辺(ひ)委員

それは非常に大事だと思いますので、しっかりとその辺を評価対象にさせていただきたいなと思います。その上で少し質問を変えます。先ほど神奈川県の場合は全般的に勤務年数が長くなっているということでしたが、それは別に悪いことではないと私は思います。なおかつ、御本人と家族、子供も一緒に駐在所に常駐するという御説明があったと思いますが、駐在所で家族と暮らす上で、その施設についての現状、老朽化の問題などもあると思います。また、私は大きな駐在所を余り見たことがないのですが、子供が何人もいる場合、要は間取りの問題ということで狭い駐在所もあるのかなと思います。その辺の実態

についてどのようになっているのか教えてください。

地域総務課長

まず、駐在所の老朽化の状況ですが、現在の駐在所の平均築年数は約 28 年です。構造により耐用年数、建て替えの目安は異なりますが、この目安を超過している、いわゆる老朽化している駐在所が全体の 46%、63 箇所あります。続いて、駐在所の広さについては、一応目安として 100 平方メートルの広さを確保したいということで建て替えを行っているところですが、この基準を満たしていない駐在所が全体の 93%、127 箇所あります。ちなみに、100 平方メートルを確保できているものについては、12 年前から建て替えられたものがこの基準を何とかクリアしています。その前は 90 平方メートルくらい、一番古い 30 年以上たっているものは 60 平方メートルくらいです。委員御指摘のとおり夫婦 2 人で入ったが、子供が 1 人、2 人と生まれ、手狭になってどうしてもここでは生活できないということで、家族だけが転居してしまったという事例もありますので、何とか施設の状況についても検討していきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

この委員会でも警察署の老朽化に伴う様々な質疑が行われたと思います。山間部、農村部について言えば、本当に駐在所が警察署代わりというか、そういった機能を果たしていらっしゃるのだと思っています。駐在所に勤務されている方々の信頼感が非常に重要であり、勤務の年数が短い方もいらっしゃる、長い方もいらっしゃるという話を伺いました。様々な御評価をされて結構だと思いますが、要はなるべく長い年数の中でそういったものが醸成できるようにお願いしたいと思っています。先ほどの施設の問題については、地域の安全・安心ステーションとして山間部や農村部には駐在所しかないわけであり、環境整備というのは非常に重要な問題だと思います。我々も頑張らせていただきますが、予算の問題など様々ある中でも、特に狭あいな住宅や古い住宅については取組を是非強化していただきたいと御要望させていただきたいと思っています。

次に、歓楽街対策についてお聞きしたいと思います。新聞報道等を見ますと、様々な取組が神奈川県で行われていると聞いています。特に、この委員会では数年前、取組によって横浜が浄化されたということが大きなトピックスとしてありました。それ以降も様々なエリアで歓楽街対策に取り組まれていると思っています。また、今回の当委員会の中でテロ対策の意見書も各政党から出ています。そういう意味からすると、テロ対策も含めて、さらには 2019 年のラグビーワールドカップ、若しくは 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック大会を目指し、更に歓楽街対策を含めながら治安の向上を目指していく取組が非常に重要だと思っています。その上で何点か確認させていただきます。

まず、この歓楽街対策について、今現在どこの地域が重点地区に指定されているのかお伺いします。

生活安全総務課長

推進重点地区については、関内駅周辺の関内地区、川崎駅東側地区、大和駅前地区、藤沢駅前地区など、県内の主要駅周辺の繁華街、歓楽街合計 14 地区を指定し、重点的な取組を行っております。

渡辺(ひ)委員

藤沢市も入っているということですが、推進重点地区では具体的にどのような取組をされているのか確認したいと思います。

生活安全総務課長

この推進重点地区においては、自治体等との協働による健全で魅力あふれるまちづくりの推進と、迷惑行為の防止と町並みの改善による環境浄化、風俗関係事犯、組織犯罪等の取締りなどを柱に掲げて取り組んでおります。

渡辺(ひ)委員

先ほど藤沢市もこの重点地域に入っているという御説明でありましたが、10月7日の新聞記事によると、藤沢署と県警の生活保安課が連携して客引きの一斉取締りを行ったと出ております。これも2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、同課と同署が風俗環境浄化プロジェクトを発足し、その一環として行ったと新聞に出ていました。一つ確認ですが、この重点地域で様々な取組をするという御答弁でありましたが、それとこの新聞記事にある発足した風俗環境浄化プロジェクトとの違いを教えてください。

生活安全総務課長

推進重点地区における対策については、藤沢駅前地区において風俗環境等の実情に応じ、風俗関係事犯の取締りの他、商店街や自治体などと連携して環境浄化対策に取り組むものです。

一方、風俗環境浄化プロジェクトについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のセーリング競技の江の島開催決定を受けて、開催までの期間の体制を強化し、会場周辺や必要な地区の環境浄化対策に取り組むものです。

渡辺(ひ)委員

先ほど重点地域に藤沢市が入っているということを伺い、さらには、藤沢市は2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の江の島開催決定を受け、更に強化するということでしたが、重複してその取組を重点的に実施していくエリアになりますという捉え方でよろしいでしょうか。さらには、浄化プロジェクトというのは江の島だけなのか、セーリング競技という話になると、近藤副委員長の選出区である逗子市や鎌倉市なども入るということでしょうか、そのエリアの考え方を伺います。

生活安全総務課長

推進重点地区における対策については、藤沢駅前地区になり、環境浄化を目指しております。風俗環境浄化プロジェクトについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえて会場周辺、直近の駅も含めその環境浄化を図るものです。また、周辺の風俗環境を勘案し、地区はそれぞれ状況に応じて広げていきたいと思っております。

渡辺(ひ)委員

次に、大和駅前で歓楽街対策を強化したという新聞記事が出ていました。大和市が中心になって、警察と行政が一体となり市内の総合的な治安対策を行ったということで、これについては初めての取組という新聞報道でした。この取組について御説明願います。

生活安全総務課長

行政と合同の浄化対策については、横浜市でも既に行っておりますが、大和市においては今回が初めてということで記事になっております。大和警察署では、健全で市民が安心して楽しめるまちとするために、大和駅周辺において地域住民、自治体との合同パトロールをはじめ違法駐車対策、違法な立て看板対策など、違法迷惑行為を誘発する要因とまちの景観を害する要因の排除にも力を入れて取り組んでおります。また、風俗営業店舗が入る雑居ビル等に対して、大和市、東京入国管理局等の関係機関との合同による立入りを実施し、それぞれが持ちます主管法令に基づいて検査、是正指導、違法建築の調査指導等を実施しております。

渡辺(ひ)委員

横浜市以外で行政と一緒に実施した取組は初めてだという御説明でありましたが、これは非常に重要なことだと思っています。当然、防犯の問題もあり、ニュースなどを見ていると、雑居ビル等の火災の問題もあります。これは所管が消防になりますが、そういった市の様々な行政機関と一体になって、治安対策や歓楽街対策をすることが大事だと思います。その上で、先ほど14地区が重点地区として指定されているということ伺いましたが、行政と一体となって実施したのは大和市が初めてで、今後、その他の地区については、行政と一体となった取組というのは行える可能性があるのでしょうか、それともまだそこまで至っていないのでしょうか。

生活安全総務課長

他の自治体とも調整を重ねて今後更に進めてまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

是非お願いしたいと思います。また、新聞記事を見ますと、大和の取組については大和署長が強力に進めたみたいなのことが書いてあり、素晴らしいことだと思いました。この大和の取組は期間限定ではありますが、10月から12月の重点期間の中で週末を中心として深夜から早朝まで、全課の職員が輪番により20人体制で制服巡回を続けたということでした。要は深夜帯や早朝帯という時間帯にしっかり警察の目が届く、警察が巡回している、こういう姿は非常に重要だと思っています。地域の方々が青パトで回っていただくようなこともありますが、それにはやはり時間帯も限界があって、こういう遅い時間帯にしっかり輪番で回っていただける体制整備は非常に重要だなと思います。併せて言わせていただくと、この14地域とは関係ありませんが、今回、新しい風営法に関連して川崎市と横浜市のダンスホールの話が出ました。時間帯が守られているか、守られていないかということも含めて、そういったエリアは特にこういう取組が必要だなという気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、最後になりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を見据えて、今後どのように歓楽街対策に取り組んでいくのか最後に質問させていただきます。

生活安全総務課長

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会では、国内外から多くの観光客の来訪が予想されます。そこで、県警察では今後も藤沢駅前地区をはじめと

した各歓楽街において、違法風俗店や悪質な客引き等に対する取締りを徹底するとともに、商店街や自治体との協働による合同パトロール、また関係機関と連携した立入りを実施するなど、官民一体となって繁華街、歓楽街の安全・安心の確保に向けた実効ある対策を推進してまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

最後に要望させていただきたいと思います。私は藤沢市の湘南台というところに住んでいるのですが、湘南台の地元の商店会は非常に防犯対策を強力に推進していて、国や県などの様々な制度を活用し、商店街にここ数年で多くの防犯カメラを設置しました。商店街の中心事務所には防犯カメラの画像が映っていて、常時、人がこの事務所に入ってしっかり常時監視をしているという体制整備がされています。そういったことを踏まえると、この重点地域についてはソフト面を中心にした御説明でありましたが、ハード整備についてもしっかり行っていただきたいと思っています。今回の治安状況の報告資料の1ページ目にも、自治体や町内会の防犯カメラの設置についても促進を図るということで、これについての体制整備、補助をしていく、アドバイスをするという記載もありましたが、これはしっかり行っていただきたいと思います。瞬間的にはソフトパワーでもって2020年東京オリンピック・パラリンピック大会まで対応していくのでしようけれども、さらには、それまでに自治体と一緒に警察業務以外のことも含めた雑居ビル対策など様々なことを行っていくことが必要だと思います。例えば、ハード面の整備をするに当たって、14地域にどのくらい防犯カメラを2020年までに設置できるようにする、若しくは自治体や町内会、商店街の取組を促進していく上で、どのようにして体制整備をハード面も含めて行っていくというようなことを具体的に見据えていただきたいと御要望させていただいて、私の質問を終わります。